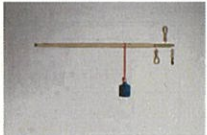
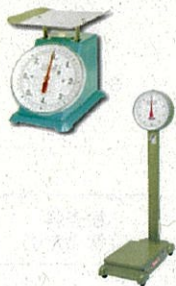


17 特定計量器検査手数料一覧

「集合検査」の手数料			「所在場所検査」の検査料		
福島県計量法手数料条例			(一社)福島県計量協会		
●手動天びん	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	—	500円	手動天びん	20kg以下	3,580円
分銅(1個当たり)		10円			
●棒はかり	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	—	250円	棒はかり	—	1,020円
棒はかり用おもり(1個当たり)		10円			
●直線目盛はかり	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	—	250円	直線目盛はかり	—	1,020円
●皿手動はかり	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	等 比 皿	500円	皿手動はかり	20kg以下	2,150円
分銅(1個当たり)		10円			
	不 等 比	500円			
おもり(1個当たり)		10円			
●台手動はかり	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	100kg以下	500円	台手動はかり (手動指示含む)	250kg以下	3,100円
	250kg以下	900円			
	500kg以下	1,500円			
おもり(1個当たり)		10円			

17 特定計量器検査手数料一覧

「集 合 検 査」の手数料			「所在場所検査」の検査料		
福島県計量法手数料条例			(一社)福島県計量協会		
●指示はかり	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	100kg以下	500円	指示はかり	50kg以下	2,150円
	250kg以下	900円		250kg以下	3,100円
	500kg以下	1,500円			
●手動指示併用はかり	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
 (上皿天びん型の例)	100kg以下	500円	手動指示併用はかり (上皿天びん型)	10kg以下	2,150円
	250kg以下	900円			
	500kg以下	1,500円			
分銅(1個当たり)		10円			
●電気式はかり	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	100kg以下	1,400円	電気式はかり	100kg以下 (目量1/10,000以上)	3,600円
	250kg以下	1,800円		100kg以下 (目量1/10,000未満)	3,900円
				250kg以下	4,000円
	500kg以下	2,200円		300kg以下	5,500円
●分銅	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	—	10円	—	—	—
●おもり	型式・能力	検査手数料 (1個当たり)	種 類	型式・能力	検査料 (1個当たり)
	—	10円	—	—	—

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のはかりにあっては、上記に掲げる金額の2倍の額とする。

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のはかりにあっては、上記に掲げる金額の2倍の額とする。
(100kg以下の電気式はかりを除く。)

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のはかりにあっては、上記に掲げる金額の2倍の額とする。

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のはかりにあっては、上記に掲げる金額の2倍の額とする。
(100kg以下の電気式はかりを除く。)

※ (一社)福島県計量協会が県の依頼を受けて実施している「所在場所検査」のうち、ひょう量が300kgを超えるのはかりの検査手数料については、諸経費(分銅運搬費、出張経費等)が別途算出となります。